

2.6 奈良会場

2.6.1 スポーツ歯科の視点から体育・スポーツ活動での事故を防ぐために

パネリストによる講演

「スポーツ歯科の視点から体育・スポーツ活動での事故を防ぐために」

安井 利一

日本スポーツ歯科医学会・理事長
 歯科医師、スポーツ歯科

(略歴)

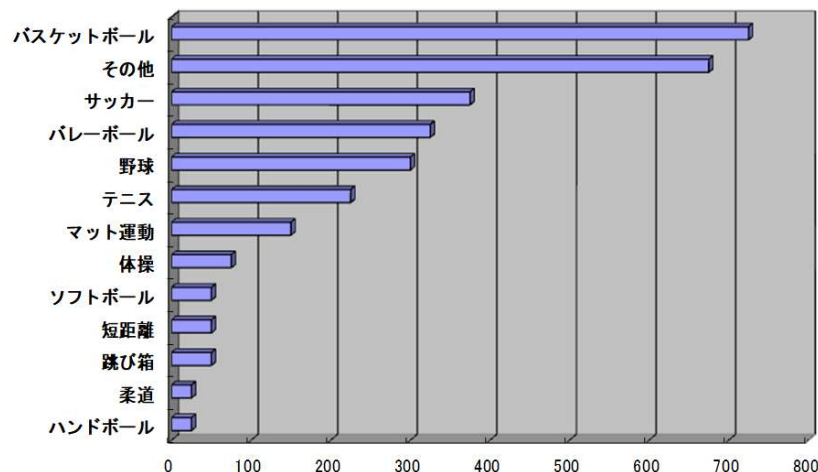
日本スポーツ歯科医学会理事長、明海大学学長等を歴任し、現在、明海大学理事、日本歯科大学客員教授(スポーツ歯科)。

(1)障害・死亡見舞金・供花料・歯牙欠損見舞金の状況(令和5年度)

○学校等の管理下における歯牙欠損見舞金の発生件数(令和5年度)

- ・歯の外傷を受けたスポーツ種類は、中学校ではバスケットボール、サッカー等が多くなっている。
- ・歯の外傷は前歯に集中している(咀嚼、発音、審美等に影響)。

図表 歯の外傷を受けたスポーツの種類(中学校)



(2)歯・口のけがの防止のための管理と指導

①小学生の歯・口のけがの特徴

- ・転倒による事故が一番多く、次いで物に衝突、人に衝突が多い。
- ・歯牙破折や亜脱臼が多い。
- ・事故は休憩時間中に起こりやすい。

②中学生の歯・口のけがの特徴

- ・一番多い歯・口のけがは歯牙破折で、脱臼のほぼ3.5倍である。

- ・歯髄炎が増える。(小学生の 4.5 倍)

③高校生の歯・口のけがの特徴

- ・脱臼よりも歯牙破折が多い。
- ・日常生活よりも運動中のけがが多い。
(球技系種目による歯の破折事故が多く、野球、バスケットボール、サッカー、バレーボールによる事故が多い。)

(3) 顎顔面口腔領域でのスポーツ外傷を予防するためのサポート

①考え方

- ・顎顔面口腔領域の外傷の予防及び対応は、歯科医師の積極的な対応が望まれる領域である。
- ・学齢期の口腔外傷は長期間にわたり問題となることもあるので、十分な注意と配慮が必要である。
- ・口腔外傷の予防においては主体管理と環境管理の両面から考える必要があり、主体管理ではマウスガードの使用が推奨される。
- ・我が国でマウスガードの普及が進まないのは、安全教育が十分に実施されていないからである。

②予防方法

- ルールを理解及びフェアプレーの精神の育成
スポーツ安全の最初はルールを理解し、身につけることが重要。
- 技術の習得
正しい技術と危険な行為を理解し、普段の練習で徹底的に身につけておくことが必要。
- 施設設備ならびに用具の管理
事前の整備と、終了した際の掃除と危険な個所の点検が重要である。
- 予見学習
どのような状況下で外傷が発生しているかを、事例学習することが予見性向上に有効となる。
- 安全具の使用
歯・口腔の外傷予防にはマウスガードが有効となる。

③適切な安全具と効果(マウスガードの利用)

歯・口腔の外傷予防にはマウスガードが有効である。特にカスタムタイプマウスガードの有効性が高い。

(4) 応急手当

①基本的考え

歯・口のけがの応急手当で重要なことは、『抜けたり折れたりした歯を乾燥させず、いかに早く元に戻すか』である。(特に、抜けてしまった場合には歯根にはさわらないように注意し、可能な限り 30 分以内に、再植処置できるようにしたいが、「歯の保存液」に浸すと長時間保存可能。なければ牛乳で代用。)

②応急手当のポイント

- ・抜けたり、破折したりした時は、その歯を捜して乾燥させないように「歯の保存液」に浸す。
- ・口をぬるま湯で軽くすすぎ、汚れや血を流す。
- ・(歯の保存液につけた歯)を持って歯科・口腔外科あるいは近隣の歯科医院で受診する。

(5) 発表資料

1

**スポーツ歯科の視点から
体育・スポーツ活動での事故を防ぐために**

安井利一
(一社)日本スポーツ歯科医学会 理事長

明治大学名誉教授
日本医科大学客員教授
日本歯科医師会スポーツ歯科委員会委員長
日本スポーツ協会スポーツデンティスト部会委員
日本学校歯科保健・安全管理委員会
日本スポーツ振興センター(学校等における事故防止調査研究委員会)委員





2

障害・死亡見舞金・供花料・歯牙欠損見舞金の状況(令和5年度)

★障害見舞金の給付状況

a: 学校種別・障害等級別の給付状況

学校種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校等 (件)	高等専門学校 (件)	幼稚園 (件)	幼保連携型 認定こども園 (件)	保育所等 (件)	計 (件)
第1級	1	1	5	0	0	0	1	8
2	0	1	0	0	0	0	0	1
3	0	1	2	0	0	0	0	3
4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	9	0	0	0	0	9
6	0	0	2	0	0	0	0	2
7	1	4	10	0	0	0	0	15
8	0	0	9	0	0	0	0	9
9	6	7	18	0	1	0	0	32
10	0	0	7	0	0	0	0	7
11	4	6	14	0	0	0	0	24
12	21	19	38	1	1	1	8	89
13	3	6	30	0	1	0	0	40
14	8	10	51	0	0	0	0	69
計	44	55	195	1	3	1	9	308

日本スポーツ振興センター

3

第十四級	1	一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
	2	三歯以上に對し歯科補綴を加えたもの
	3	一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
	4	上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	5	下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	6	一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
	7	一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
	8	一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廢したものの
	9	局部に神経症状を残すもの

日本スポーツ振興センター

4

過去5年の障害発生状況(学校種別)

(4) 障害の発生件数の推移

学校の管理下における障害について、過去5年間の推移状況は下表のとおりである。「治癒時」の欄は、傷病が治癒し、障害の状態となったときに在籍した学校種別ごとの件数であり、「原傷発生時」は、障害を残すものとなった傷病が発生したときに在籍した学校種別ごとの件数である。

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	治癒時	原傷発生時	治癒時	原傷発生時	治癒時	原傷発生時	治癒時	原傷発生時	治癒時	原傷発生時
総 数	363	363	393	393	321	321	239	239	308	308
小 学 校	69	100	81	77	51	85	34	64	44	45
中 学 校	66	94	97	139	65	89	51	64	55	80
高等学校等	226	157	209	165	192	130	165	119	195	141
高等専門学校	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1
幼稚園	3	4	1	2	0	1	1	2	3	3
幼保連携型認定こども園	2	2	0	1	3	2	1	1	1	2
保 育 所 等	3	5	7	7	10	14	6	8	9	16

日本スポーツ振興センター

5

c: 学校種別・災害発生の場合別の給付状況

学校種別	全額給・通学・通園 (件)	学校行事以外の 特別活動 (件)	学校行事 (件)	課外指導 (件)	休憩時間 (件)	通学・通園 (件)	寄宿舎 (件)	計 (件)
小 学 校	13	4	0	0	23	4	0	44
中 学 校	21	3	4	16	8	3	0	55
高等学校等	45	3	8	102	17	20	0	195
高等専門学校	0	0	1	0	0	0	0	1
幼稚園	3	0	0	0	0	0	0	3
幼保連携型認定こども園	1	0	0	0	0	0	0	1
保 育 所 等	9	0	0	0	0	0	0	9
計	92	10	13	118	48	27	0	308

(注) 上記3表中の件数は、傷病が治癒・症状固定したときに在籍していた学校種別で集計しています。

日本スポーツ振興センター

6

【お知らせ】「歯牙欠損見舞金」の支給について

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、これまで災害共済給付の障害見舞金の対象となっていなかった1歯の歯牙の欠損(※1)についても、令和3年4月から、災害共済給付に附帯する業務として、新たに「歯牙欠損見舞金」を支給することとしました。

※1 「歯牙欠損見舞金」の対象となるのは、以下のとおりです。

※2 「歯牙の欠損」とは、永久歯が根から全部取れてなくなったもの(喪失歯)をいいます(治療過程で脱落したものを含みます)。

- 支給対象**
学校の管理下における災害により生じた1歯以上の歯牙の欠損に対し、「歯牙欠損見舞金」を支給します(「障害見舞金」の対象となるものを除きます)。
- 支給額**
「歯牙欠損見舞金」は、1歯につき80,000円を支給します。
- 支給理由**
歯牙の歯根で支払われる障害見舞金は、「3歯以上に對し歯科補綴を加えたもの(第14級)」が対象であり、1歯のみの歯牙の欠損に對し歯科補綴を加えた場合には、障害見舞金の支給対象とはなりません。
一方、歯牙の欠損は、1歯であっても、療養・療養・療養において影響を及ぼすことから、障害見舞金の対象とならない1歯の歯牙の欠損についても、災害共済給付に附帯する業務として、新たに「歯牙欠損見舞金」を支給することとしました。
- 適用期間**
令和3年度4月1日以後に発生した災害(治癒又は症状固定した日ではありません)について適用します。
- 対象とならない主な場合**
(1) 歯牙が破折した場合
(2) 欠損した歯牙が乳歯、欠損歯根(※2)の場合
(3) 脱落した歯牙を再植した場合
※2 欠損歯根とは、歯牙の欠損に對し歯科補綴を加えたものをいいます。

13

歯・口のけがの防止のための管理と指導

② 小学校

(1) 小学生の発達と安全

小学生は、一般的にいって、保護者や教師の指導を素直に受け止め、家庭や地域、学校での生活のルールや方法を身に付ける中で、大脳の抑制回路も順調に発達し、衝動的な行動が減少し安全教育を行う上で最速ともいえる時期である。

しかしながら、ふだん身近な場所での危険について知識をもっているものの、まだ、十分な危険判断能力をもつに至らなかったり、身体的機能や運動機能が発達途上にあるため、自分の力の加減やバランス感覚等がつかめなかったりする児童もいる。

したがって、子どもの身の回りの危険や安全については、小学生の時期に一連の基本的な指導が可能であり、その効果は大きいといえる。逆にこの時期、安全教育の内容に著しい不足が生じると、生涯にわたって安全な生活を実践するための資質や能力を育成する上で、大きな課題を残すことになる。

また、低学年の児童は、自己中心的に物事を判断し衝動的に行動するという幼児の基本的な特徴を色濃く残しているが、認知の脱中心化も進み、物事の因果関係の理解能力も発達し、中学年、高学年の児童は、「ひやり・はっと体験」を含む様々な経験や学習を通して、危険に対する予測や判断、危険回避などの対応能力が身に付いてくる時期であり、このような発達の特徴を踏まえ、個人の特性に配慮しながら、歯・口のけがを防止するための安全指導や管理を行う必要がある。

さらに、仲間への所属感を求める気持ちが高まる高学年の時期は、自分からあるいは強制されて危険行動を行うことがあり、仲間の圧力(ピア・プレッシャー)にどう対処して安全な行動をとるかという指導は、安全教育上重要なポイントの一つとなる。

14

(2) 小学生の歯・口のけがの特徴

- ア 転倒による事故が一番多く、ついで、物に衝突、人に衝突が多い。
イ 歯牙破折や歯脱臼が多い。
ウ 事故は休憩時間中に起こりやすい。

小学校の原因別の傷害発生割合 (%)

学校種別	性別	転倒	人に衝突	物に衝突	転落	運動中 の 手で打つ	自分の 足で打つ	ボール や ウケがら で打つ	投げ られる	けんか	相手の 足・手・指 による で怪 傷	自転車 と衝突	その他		
小学校	男	41.1	18.1	23.4	5.1	2.1	1.0	1.6	0.8	0.6	2.5	0.4	0.0	0.8	
	女	51.0	11.6	24.3	5.5	1.7	1.0	1.0	0.7	0.3	0.3	1.4	0.3	0.0	0.7
	全体	44.8	15.7	23.7	5.3	1.9	1.0	1.4	0.8	0.5	1.7	2.1	0.4	0.0	0.8

③ 小学校における日常生活の「指導」と「管理」

小学校の歯・口の傷害の60%は、休憩時間中に起こっている。朝の登校後の準備時間や給食準備中、清掃時間などにも起こりやすい。児童同士のかかわりが多くある時、児童の判断で動く時、児童が気を抜く時の過ごし方の確認や指導・配慮が必要となる。

15



16

③ 中学校
1 中学生の発達と安全

中学生は、小児から大人への変化の時期であり、小学生に比較すると心理的にも不安定な時期にある。理解力、認識力が高まる時期であるが、ふざけたり相手の気を引く行動を取ったりするなど、仲間との親し方によってはまだ危うい時期もある。また、後者を全て行動としてしまうのも多くの中学生のこの時期の特徴といえる。例えば「相手の足を引っかかれれば転倒する」「室内で電卓をすれば人に衝突する」「ぬれた廊下を走れば転倒する」「階段をこををれば転倒する」というような共通のルールをもつことができないために引き起こしてしまうトラブルや事故、ふざけあふれあふれから発する衝動的な行動の危険性も大きい。

中学生は、身体的運動能力における個人差が大きくなる時期であるが、それらの心の成長はもろいもの、体力が大きく向上する時期に当たる。心身の健全な成長を目指す。体育・スポーツ活動に励むのが最も好ましい時期である。まず、学習面では、学習科目がほとんどの教科を教える小学校に違い、教科科目制になってくるため、保健体育科の授業においても、より専門的な学習の展開となっていく。生徒一人一人の個人差も大きくなり、それぞれに体力が高まっていく時期でもあり、保健体育科の授業も専門的なトレーニングや運動となっていく。身体活動量と心身の健康に大きな影響を与える。この時期に中学生は大きく変化する。身体・心身、競技の向上を目指して日々の練習に取り組みるとともに、心身を鍛え上げていくことになる。

さて、中学生の発達と安全指導の観点について考えてみる。まず、安全の確保において極めて重要な情緒の安定と自己統制の問題があげられる。中学生は、心の成長の過程において、自分の変化が大きく衝動的な行動が時としてみられることは、安全指導にとって見逃せない特徴となる。また、認識力や理解力が高まってきているので、安全のためのルールや規範など、その禁止の仕方については言葉の上での理解は容易であるが、感情を抑えられずに衝動的に無分別な行動をとりやすくなることもあり、このことは極めて危険なことである。理解していることと実際の行動とがずれが問題であり、危険な行動に及ぶと知っていても、つい危険な行動をしてしまうこともあるから、認識の発達とともに、集団への関心と規範ができていくときであるため、個人の安全だけでなく、他人や集団の安全に対して積極的な意識の育成がいくべきである。身体活動量に比べて心身の成長に遅い。身体を鍛え上げていく時期であるので、心身の発達と安全に注意が必要。認知・感情・行動の発達と安全の確保を両立させる必要がある。

17

2 中学生の歯・口のけがの特徴

中学生の歯・口のけがの特徴として、調査から次のことがわかる。

ア 中学生で一番多い歯・口のけがは、歯牙破折である。脱臼のほは3.5倍である。

歯牙破折の発生割合は、2歳目に多い歯脱臼の1.3倍、3歳目に多い脱臼の3.5倍である。成長に伴って骨格が発達するとともに、事故による歯牙破折に対して強く耐えるため、歯牙破折の割合が多くなる。

イ 歯根長が増える。

中学生での歯根長の発生割合は、小学生の4.5倍になっている。けがをした場合、小学生でけがに比べ、重症となることが多い。

ウ 日常生活場面での発生原因は多岐にわたる。運動中のけがが増える。

日常生活場面での発生原因は多岐にわたっており、発着後(時間)に偏りがある。小学校の特徴と高等学校の特徴を併せてみると、小学校に比べ、運動中の歯・口のけがが増えている。保健体育科の授業でも運動用具を使うようになるとともに、課外活動として本格的な運動部活動に取り組むようになるためであると考えられる。特に競技でのけがの発生割合が高くなっている。

中学校の原因別の傷害発生割合 (%)

学校種別	性別	転倒	人に衝突	物に衝突	転落	運動中 で打つ	自分の 手で打つ	ボール が当たる	ラケット が当たる	投げ られる	けんか	相手の 足・手・ 指の爪 による	自転車 で転倒	自転車 と衝突	その他
中学校	男	21.5	17.5	13.5	2.0	6.0	2.0	4.5	7.0	1.5	6.5	13.0	4.0	0.0	1.0
	女	22.0	16.9	16.9	1.7	6.8	0.0	3.4	10.2	0.0	0.0	11.9	5.1	3.4	1.7
	全体	21.6	17.4	14.3	1.9	6.2	1.5	4.2	7.7	1.2	5.0	12.7	4.2	0.8	1.2

18

(1) 日常生活場面における管理と指導

ア 「歯の口を大事に」という意識の向上をめざす

歯や口のけがが生活の質を低下させることを中学生に意識させたい。歯や口のけがの種類、けがによる日常生活上の障害や歯牙破折は再生不可能なことなどについて、具体的な資料を用いて指導し、「歯を大事に」という意識の向上を図っていく。特に、定期的に発生される歯根破折や歯牙破折に行われる歯科検診を機会として、歯や口のけがに対する安全を普及していきたい。また、歯や口のけがを一つとした健康意識の向上として「歯は大事に」という意識を学校に広げたい。生徒会組織を組織化して適切な活動を行い、生徒たちの目線や歯や口のけがに対する健康意識を高めさせることが、その意識を高めることにつながる。

イ 安全行動、自らを守る生活態度を育成する

自分の不注意、遊びやふざけが原因の歯や口のけがが多く発生している。歯や口のけがの多くは安全な行動、着払いした生活態度によって防止できることを指導する。その際には、危険を予知、予測できるように具体的な事例を提示し、日常生活の各場面での適切な行動を促すような学習活動を工夫したい。あわせて、望ましい生活習慣や減災的な行動などを主題とした道徳指導を行い、心の発達を促すとともに道徳的な実践力・能力を育成したい。学校生活以外の生活の場や、校外生活などにも、学習するよう求めることも大切である。簡単なものとして、「○○中学校の心得 10 箇条」のようなものを作成し、教室前の目の届く位置に掲示したり、生徒会に載せたりするとい、人それぞれ異なるが、歯や口のけがの発生を減らす方法について学習し、緊急時に冷静に対処できる実践力を身に付けたい。

ウ 好きな人間関係づくりを支援する

ささいなことをきっかけに衝動的・感情的な暴力行為に発展しないよう、後者のいじめやストレスへの具体的な対処の仕方を学習から指導する。その際、具体的な場面を想定したロールプレイや自己理解、他者理解を促すというグループアプローチなどで、コミュニケーション能力、他者思いや心を配い、日常生活の場面で実践できるようにする。これによりお互いに人間関係づくりを積極的に進めることで、歯や口のけがにつながる危険性をはらんでいる人々などを未然に防ぎたい。同時に、目から力強い目線が伝わるような行動なども指導してはかばかばにならない。また、先生の指導を踏まえて、生徒会活動の上で実践的な活動として適切な役割を担って道徳指導を進める。その際、年間を通して、継続的、段階的に指導を進めることで、道徳的な価値観が浸透するようにする。

● **安全と自転車の乗り方を指導する**

重宝自動車安全自転車教習の力を活用するとともに、通学や部活動での自転車使用時に伴う安全意識の向上を図る。例えば、毎週加配した安全指導に「ひびく」は、各学年の「なんでも」にも「いたし」に安全安心マナーを掲載し、危険予知学習を通して、自転車に乗る実際の場面と実践できる箇所を高めている。また、全校生徒を対象に自転車安全乗車体験を行うよう呼びかけた。特に、自転車通学に際しては点検表を配布し、定期的点検を受ける必要がある。交通量などの環境変化に合わせて安全で通学路へ変更したり、部活動の移動時には安全で通学と移動するよう指示したりしたところ、事故防止の環境を整えていることも大得意である。警察等関係機関とも連携を図り、自転車安全啓発事業を実施することもある。

② 基礎的体力の向上と正しい技術の習得を図る

体力の低下が深刻な状態にあり、そのことが要因となって事故が起きたり、大きなけがとなってしまうケースも多々ある。特に、顔面保護を確保するよう働きかけがなくては、大きなけがとなってしまうこともある。基礎的体力の向上を図ることも、とっつの場合の顔面からの回避に必要な耐力の向上と身への正し、受け身などを習得させる必要もある。正しい技術や身付けを行うことがけがを防止することにつながることを理解させ、繰り返し練習して身に付けさせるよう指導することが大切である。

このように中学生の運動部活動においては、自発的・自治的に活動するように進めることが必要であるが、顧問教師は、活動場所について指導することが大原則である。また、指導方針や指導内容が生徒の現状を踏まえた適切なものになっているか、生徒の発達段階や個人差を考慮した指導になっているか、事故防止・安全対策は十分であるかなど、定期的に振り返り、必要があれば改善をしていく意識をもつことが重要である。

1 人との接触が必要な運動

バレーボール バレーボールは、ボールを相手コートに打ち込むことを目的とする。ボールを打つ際には、ボールと自分の手や腕とが接触する。また、ボールが相手コートに落ちた際には、相手コートとボールとが接触する。このように、バレーボールは人との接触が必要な運動である。



2 ボールを介した接触が起こりうる運動

サッカー サッカーは、ボールをゴールに蹴り込むことを目的とする。ボールを蹴る際には、ボールと自分の足とが接触する。また、ボールが相手選手と接触する可能性がある。このように、サッカーはボールを介した接触が起こりうる運動である。



3 バットやボール等を使用し、原則接触が起こりにくい運動

野球 野球は、ボールを打つことを目的とする。ボールを打つ際には、ボールと自分のバットとが接触する。また、ボールが相手選手と接触する可能性がある。このように、野球はバットやボール等を使用し、原則接触が起こりにくい運動である。



人々による接触防止のポイント



バレーボール バレーボールは、ボールを相手コートに打ち込むことを目的とする。ボールを打つ際には、ボールと自分の手や腕とが接触する。また、ボールが相手コートに落ちた際には、相手コートとボールとが接触する。このように、バレーボールは人との接触が必要な運動である。

サッカー サッカーは、ボールをゴールに蹴り込むことを目的とする。ボールを蹴る際には、ボールと自分の足とが接触する。また、ボールが相手選手と接触する可能性がある。このように、サッカーはボールを介した接触が起こりうる運動である。

野球 野球は、ボールを打つことを目的とする。ボールを打つ際には、ボールと自分のバットとが接触する。また、ボールが相手選手と接触する可能性がある。このように、野球はバットやボール等を使用し、原則接触が起こりにくい運動である。

ボールを介した接触防止のポイント



バレーボール バレーボールは、ボールを相手コートに打ち込むことを目的とする。ボールを打つ際には、ボールと自分の手や腕とが接触する。また、ボールが相手コートに落ちた際には、相手コートとボールとが接触する。このように、バレーボールは人との接触が必要な運動である。

サッカー サッカーは、ボールをゴールに蹴り込むことを目的とする。ボールを蹴る際には、ボールと自分の足とが接触する。また、ボールが相手選手と接触する可能性がある。このように、サッカーはボールを介した接触が起こりうる運動である。

野球 野球は、ボールを打つことを目的とする。ボールを打つ際には、ボールと自分のバットとが接触する。また、ボールが相手選手と接触する可能性がある。このように、野球はバットやボール等を使用し、原則接触が起こりにくい運動である。

バットやボール等を使用し、原則接触防止のポイント



バレーボール バレーボールは、ボールを相手コートに打ち込むことを目的とする。ボールを打つ際には、ボールと自分の手や腕とが接触する。また、ボールが相手コートに落ちた際には、相手コートとボールとが接触する。このように、バレーボールは人との接触が必要な運動である。

サッカー サッカーは、ボールをゴールに蹴り込むことを目的とする。ボールを蹴る際には、ボールと自分の足とが接触する。また、ボールが相手選手と接触する可能性がある。このように、サッカーはボールを介した接触が起こりうる運動である。

野球 野球は、ボールを打つことを目的とする。ボールを打つ際には、ボールと自分のバットとが接触する。また、ボールが相手選手と接触する可能性がある。このように、野球はバットやボール等を使用し、原則接触が起こりにくい運動である。

高校生は中学生に比べて体格、体力は向上するが、興味・関心の違いから、運動に積極的に参加する者とそうでない者の間の差が大きくなる。男女差も拡大する。運動を行う際には、性差、技量差、体力差に十分留意する必要がある。また、運動部活動等で運動を活発に行う者については、自力・技能のレベル、難易度も格段に向上することから、高度の安全管理が求められる。このように、高校生の運動中の安全管理は、たいへん重要なものである。

[illegible]

25

(4) 運動時における管理と指導

ア ルールの理解とフェアプレーの態度を育てる

スポーツのルールは、安全にプレーを楽しむために、長い年月をかけて形作られたものである。ルールを、その精神とともに理解することは、安全教育の第一歩であると言える。そしてフェアプレーの精神、自他両者の精神を指導しない、それは自らも他者からプレーする心を失うとともに、相手と審判を尊重し、ルールの精神を尊重することである。

イ 正しい姿勢（身のこなし）を習得できるようにする

運動の各動作だけでなく、正しい姿勢を身に付けることは大切である。基礎・基本の重要性は、安全面からも言えるのである。各スポーツの技術だけでなく、その前提となる様々な身のこなしは、強い顎からの運動状態によって身に付けさせたい。転倒したときに受け身がでないことが、顔・口のけがをはじめとする様々なけがの原因となっている。

ウ 施設・設備・用具の点検と管理を徹底する

グラウンドや体育館の床、コートなど、活動場所の安全確認は不可欠である。活動中も、レーキやワイパー、コートブラシを用いて一定の条件を保つことが大切である。用具やボールなどの点検をし、撤去することのいう管理することも欠かせない。

エ 予見し回避する能力を高める

どのような事故が起こり得るかを、過去の事例をもとに学習することが大切である。スポーツ指導においては、単に技能を教えるだけでなく、安全に、楽しく行える能力を身に付けさせることである。その際、顔・口のけがが様々な場面で見られることを知らせることも大切である。自分の安全を自ら確保できる、自立した人間を育てることが大切である。

オ 防犯のための具体的な対策を立てる

マウスガードやマウスガードが必要となったように、いくつかの種目では顔・口のけがの防止の観点から、何らかの対策を具体的に講じることを考えるべきだろう。

26

顎顔面口腔領域でのスポーツ外傷を予防するためのサポート

顎顔面口腔領域の外傷の予防ならびに対応は、歯科医師の積極的な対応が望まれる領域である。口腔外傷による歯の喪失はQOLの低下などを引き起こし生涯にわたる健康の保持増進に影響を与える。特に、学齢期の口腔外傷は、長期間にわたり問題となることもあるので十分な注意と配慮が必要である。3歳以上の補綴を必要とするような歯の障害は、全障害の約9%を示している。最近10年間の状況を見ると、徐々に減少傾向にはあるが、なお改善が必要である。口腔外傷の予防においては主体管理と環境管理の両面から考える必要がある。主体管理ではマウスガードの使用が推奨される。我が国でマウスガードの普及が進まないのは、安全教育が実施されていないからである。歯科医師の安全教育への貢献がおいに期待される。

27



さて、どのように防ぎますか？この外傷！

28



どのように安全を学習しますか？

29

(1) ルールの理解及びフェアプレーの精神の育成

スポーツ安全の最初はルールをしっかりと理解し、身に付けることである。小学校時代は運動も遊戯的な要素があるが、課外活動としてのスポーツを安全に行うには相手や審判を尊重し、フェアプレーの精神で臨むことが必要である。

(2) 技術の習得

幼少時から色々な身の動かし方を経験しておくことが外傷の防止に役立つと言われている。更に、スポーツ外傷の予防のためには、正しい技術と危険な行為を理解し、普段の練習で徹底的に身に付けておくことが必要である。

(3) 施設設備ならびに用具の管理

体育館の床やコートあるいはグラウンドの整備点検はスポーツに入る前に必ず実行するように指導する。また、終了した際にも、掃除をしながら危険な箇所がないかどうか点検する必要がある。

30

(4) 予見学習

スポーツ外傷では、特徴的な外傷の発生状況があり、統計的にも状況設定が可能である。したがって、どのような状況で外傷が発生しているかを事例学習しておくことは予見性を高めるために有効である。

(5) 安全具の使用

歯・口腔の外傷予防にはマウスガードが有効である。特に、歯科医院で歯列模型から作製するカスタムタイプマウスガードの有効性は高い。指導者に対しての啓発が必要である。



31



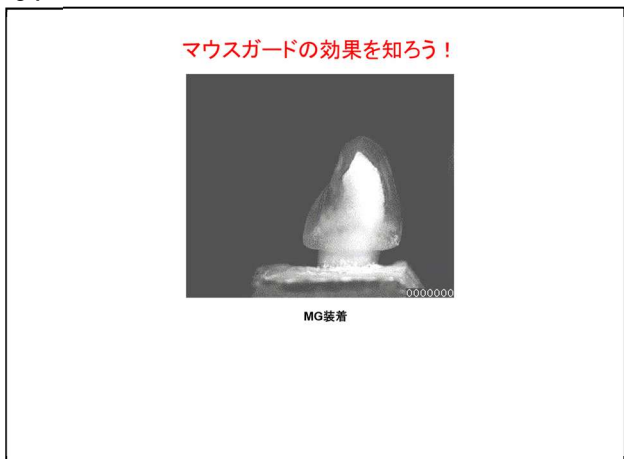
32



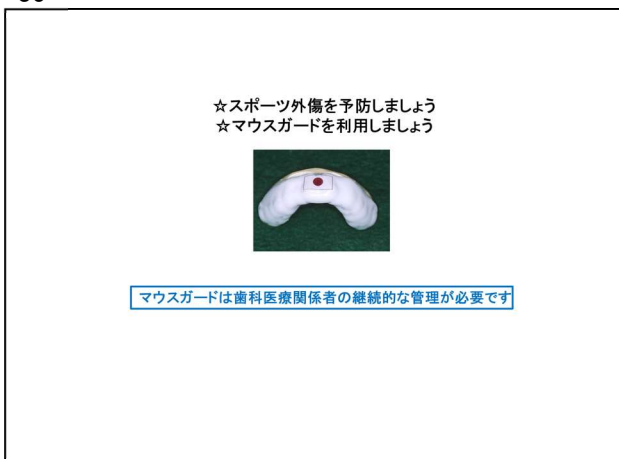
33



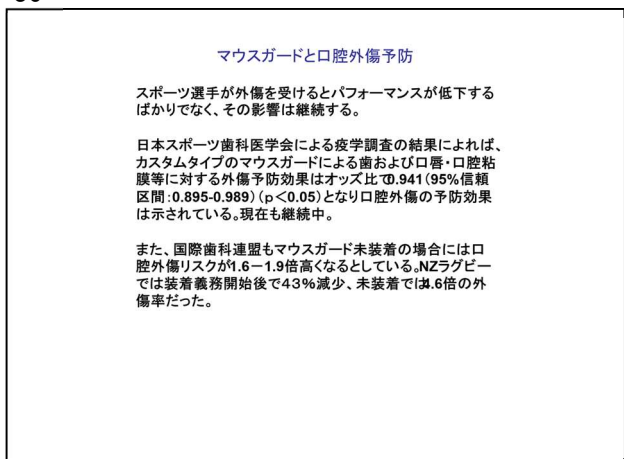
34



35



36



[illegible][illegible]

競技団体	対象	備考
アイススケートボール(日本) アイスバッド・リーグ:競技規則 2021年	許可 (国内・国際)	透明
アイスバッド・リーグ:日本高等学校 アイスリーグ:2018年(3月)〜 平成30(日本学生連盟運営)	許可	透明・白に黒る
アイスバッド・リーグ:2018年(3月)〜 平成30(日本学生連盟運営)	許可	透明・白に黒る (選手は必ず着るに審判員に申告。2017年3月)
アイスバッド・リーグ:2018年(3月)〜 平成30(日本学生連盟運営)	許可	透明で単色・白のOJマークを履ける https://www.jbf.info/index.php/default/files/2022-09/09%20-%20JBF%20-%20%20-%20%20-%20Game%20-%20JBF%20handball_L.pdf (2022年7月21日アクセス)

① 抜けたり、破折じりした時は、その歯根を乾燥させないように歯の保存液に浸す。
【注意】 歯の保存液は、歯や歯根膜の乾燥を防ぎ、再植に必要な歯根膜細胞を守るために使用する。
歯が抜けた時、歯の保存液がなかったら、歯根膜細胞が浸透圧で変性ないように冷たい牛乳で代用は可能である。
② 口をぬるま湯で軽くすすぎ、汚れた血を流す。
③ (歯の破折部分だけだけ歯)を持って歯科、口外科あるいは近隣の歯科医へ！

保存狀態	保存可能時間
乾燥狀態	30分
精製水	30分
生理的食塩水	1～2時間
唾液	1時間
牛乳	24時間
齒牙保存液「ネオ」	48時間

Figure 1 consists of three rows of images. The top row shows clinical photographs of teeth with fractures. The middle row shows corresponding schematic diagrams of the tooth and surrounding tissues. The bottom row shows the Japanese labels for each condition: 破折 (A), 脱臼 (B), and 陥入 (C).

- 破折 (A):** Shows a complete fracture of the tooth crown. The schematic diagram labels the fracture line (A), the pulp chamber (B), and the root (C).
- 脱臼 (B):** Shows a tooth that has been completely dislodged from its socket. The schematic diagram shows the tooth (B) and the socket (C).
- 陥入 (C):** Shows a tooth that has been driven into the alveolar bone. The schematic diagram shows the tooth (B) and the socket (C).

43



下顎骨骨折

44



牛乳

市販の保存液

歯が抜けた！



45

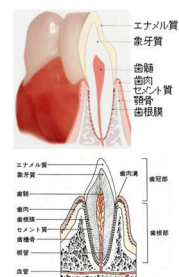
保存可能時間の比較

保存状態	保存可能時間
乾燥状態	30分
精製水	30分
生理的食塩水	1～2時間
唾液	1時間
牛乳	24時間
歯牙保存液「ネオ」	48時間



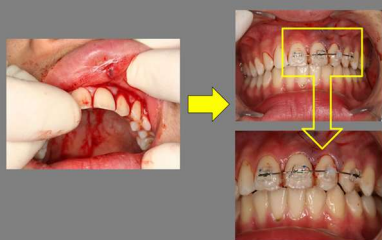
46

歯の再植には
歯根膜の細胞が重要である
この細胞が活性でないと骨
癒着と吸収を起こすことにな
る

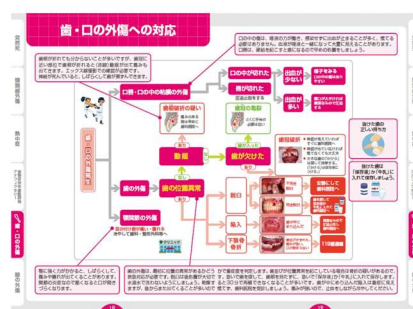


47

再植並びに整復固定



48



49



50



<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1785/Default.aspx>

映像資料 (DVD) スポーツ庁委託事業「学校でのスポーツ事故を防ぐために」
教職員の研修や、中学生、高校生の授業でも活用いただける内容となっています。
ぜひご覧ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター

51

噛み合わせとスポーツ能力との関係について

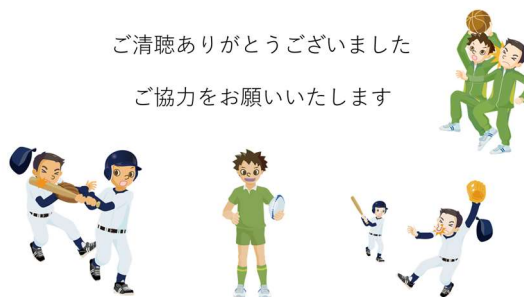
1. 球技系や早い動きをするアスリートの咬合力は高くない
⇒ 強く咬合することで非相対性促進による関節固定が誘発される可能性がある
2. カ・バランス系のアスリートでは咬合力や接触面積が大きい
⇒ 体軸の安定性、関節固定、筋力発揮の有用な競技では必要な時期に噛みしめる可能性がある
3. 多くの競技は上記の1と2の組み合わせと考えられる
⇒ 噛みしめと非咬合を適度に調整している可能性がある
4. 下顎の位置の固定が体軸の安定につながるスポーツもある
⇒ 噛みしめることの関節固定を防ぎながらも体軸の安定を求めるため下顎の位置を保つ可能性がある
5. 咬合の変化は重心動揺に影響を与える
⇒ 静止運動、バランス運動、軸回転運動などの要素のあるアスリートは咬合変化に注意を

科学的トレーニング=さらなるエビデンスを求めて

52

ご清聴ありがとうございました

ご協力をお願いいたします



2.6.2 スポーツ指導におけるリスクマネジメント

パネリストによる講演

「スポーツ指導におけるリスクマネジメント」

森 浩寿

大東文化大学

スポーツ・健康科学部スポーツ科学科教授

(略歴)

スポーツ・健康科学部スポーツ科学科教授。同大学地域連携センター所長。スポーツ法学、スポーツ指導のリスクマネジメントなどの授業を担当。日本スポーツ法学会理事ほか。

(1) 事故が減らない理由

- ・きちんとした原因究明がされていない。
- ・そのために、適切な再発防止策が立てられない。

(2) 事故の発生要因

① 指導上の過失

- ・指導者の不注意、ミス。

② 加害行為者の過失

- ・加害行為者の不注意、ミス。

③ 施設、設備の不備

- ・施設や設備自体に原因。

④ 自己過失

- ・本人自身に原因。

⑤ 不可避的なもの

- ・内在的な危険。

責任追及の対象

指導上の過失に比べて、圧倒的に低いですが、指導者の責任の範疇となる。

(3) 指導者(教師等)の法的責任

① 民事責任(損害賠償)

- ・不法行為(過失)
- ・債務不履行(契約違反)
- ・土地工作物責任(民間施設設備の不備)
- ・国家賠償責任(国・地方自治体、過失、公共施設)

② 刑事責任

- ・セクハラ → 強制わいせつ他
- ・熱中症死亡事故 → 業務上過失致死傷
- ・しごき・体罰 → 暴行、傷害、業務上過失致死傷
- ・その他

(4) 指導者(教師等)の具体的注意義務

① 危険予見可能性(あなたなら、事故の発生を予見できたか)

危険予見義務

② 危険(結果)回避可能性(予見できた危険を回避すべく、対策を講じたか(適切だったか))

危険(結果)回避義務

③ 事故判決の例

【高校サッカー部落雷事故判決から】

○ 予見可能性について

・教育活動の一環として行われる学校の課外活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負う。

・本件試合の開始直前のころには、運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていた。

・同校サッカー部の引率者兼監督であった教諭としては、落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であった。

○ 結果(危険)回避可能性について

・サッカー場の外周には、防球ネットを設置するための高さ8mのコンクリート製柱が東側22本、北側12本、西側16本、計50本存在した。

・各コンクリート製柱を中心とした半径8mの円内で、かつ柱から2m程度以上離れた部分が避雷のための保護範囲となり、この範囲内にとどまる限り、落雷の直撃に遭う危険性はかなりの程度軽減されることが明らか。

・引率顧問教諭としては、少なくとも当面同校の生徒らを上記保護範囲に避難させ、他校の監督らとともに、会場担当者らに対し、落雷の危険が去るまで同試合の開始を延期することを申し入れて協議をするなどしていれば、本件落雷事故を回避できた。

(5) 指導上の注意義務

① 事前(指導前)の注意義務

・直前だけではない。長期・短期含む。やることは多い。

② 指導中の注意義務

・立ち会うことは原則。

③ 事故時の注意義務

・救急救命対応。事前に正しい知識と技術が必要。

④ 事後(指導後・事故後)の注意義務

・事故が起ころうとなかろうと、指導の振り返りを行う。

・事故が発生した時は、なぜ起きたのかを振り返る。

(6) 発表資料

1

令和7年度スポーツ庁委託事業
スポーツ事故防止セミナー
(2026.1.19、奈良県立教育研究所)

スポーツ指導におけるリスクマネジメント

大東文化大学 森 浩寿

2

内 容

1. 事故が減らない理由
2. 事故の発生要因
3. 指導者（教師等）の法的責任
4. 指導者（教師等）の具体的注意義務
5. おわりに

3

1. 事故が減らない理由

- きちんとした原因究明がされていない
- だから、適切な再発防止策が立てられない

4

2. 事故の発生要因

-
- ①指導上の過失
 - 指導者の不注意・ミス
 - ②加害行為者の過失
 - 加害行為者の不注意・ミス
 - ③施設・設備の不備
 - 施設や設備自体に原因
 - ④自己過失
 - 本人自身に原因
 - ⑤不可避的なもの
 - 内在的な危険
- 責任追及の対象
- これらも指導者の責任？
- 「①指導上の過失」に比べたら圧倒的に低いですが、それでも指導者の責任の範囲である。

5

3. 指導者（教師等）の責任

- (1) 道義的責任 → 身体を守る義務
- (2) 法的責任
 - ✓ 民事 → 損害賠償
 - ✓ 刑事 → 犯罪行為

6

4. 指導者（教師等）の法的責任

- (1) 民事責任（損害賠償）
 - ✓ 不法行為（過失）
 - ✓ 債務不履行（契約違反）
 - ✓ 土地工作物責任（施設設備の不備）
 - ✓ 国家賠償責任（国・地方自治体、過失、施設）
- 私立学校
- 国公立学校

7

(2) 刑事責任

- ✓ セクハラ → 強制わいせつ他
- ✓ 熱中症死亡事故 → 業務上過失致死傷
- ✓ しごき・体罰 → 暴行、傷害、業務上過失致死傷
- ✓ その他

8

4. 指導者（教師等）の具体的注意義務

- 危険予見可能性…事故の発生を予見できたか？
 - 危険予見義務
- 危険（結果）回避可能性…予見できた危険を回避すべく、対策を講じたか？とった対策は適切だったか？
 - 危険（結果）回避義務

9

○高校サッカー部落雷事故判決から

<予見可能性について>

- ✓ 教育活動の一環として行われる学校の課外活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負うものというべきである。
- ✓ 認定した事実関係によれば、落雷による死傷事故は毎年10件程度ずつ発生していて、その内3～6人が死亡している。
- ✓ 落雷事故を予防するための注意に関しては、数多くの文献上の記載が存在していた。

10

- ✓ 本件試合の開始直前ころには、運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きているのが目撃されていた。
- ✓ そうすると、同校サッカー部の引率者兼監督であった教諭としては、上記時点ころまでには落雷事故発生の危険が迫っていることを **具体的に予見することが可能であった**というべき…
- ✓ このことは、たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減弱するとの認識が一般的であったとしても左右されない。
- ✓ なぜなら、そのような認識は、当時に多く存在していた落雷事故発生の危険性に関する各文献等の内容と相容れないものであり、科学的知見に反するものである。

11

<結果（危険）回避可能性について>

- ✓ 本件会場の外周には、防球ネットを設置するための高さ8mのコンクリート製柱が東側22本、北側12本、西側16本、計50本存在する。
- ✓ 認定した事実関係を前提とすれば、本件広場においては、**各コンクリート製柱を中心とした半径8mの円内で、かつ柱から2m程度以上離れた部分が避雷のための保護範囲となり、この範囲内にとどまる限り、落雷の直撃に遭う危険性はかなりの程度軽減されることが明らか。**
- ✓ 引率顧問教諭としては、**少なくとも当面同校の生徒を上記保護範囲に避難させ、他校の監督らとともに、会場担当者に対し、落雷の危険が去るまで同試合の開始を延期することを申し入れて協議をするなどして**いれば、本件落雷事故を回避できたものといえる。

12

奈良市のグラウンドで10日、落雷によりグラウンドで練習をしていた中学生らが倒れ、1人が心肺停止、2人の意識がもうろうとした状態で病院に搬送されました。消防によりますと、これまでに6人が搬送されています。

現場は奈良市学園中の「帝塚山学園第二グラウンド」で、10日午後5時50分ごろ、「グラウンドで運動中に落雷に遭った」と通報がありました。

警察などによりますと、落雷によって男子中学生3人が倒れ、このうち1人が心肺停止の状態で、他の2人が意識がもうろうとした状態で病院に搬送されました。さらに、男子中学生2人と女子高校生1人が手足のしびれなどを訴え、病院に搬送されるということです。6人はいずれもサッカー部に所属する生徒だということです。

グラウンドでは当時、帝塚山中学・高校のサッカー部の約20人が練習中だったということで、当時の状況を詳しく調べています。

奈良市内には当時、雷注意報が発表されていました。

(25.4.10 18:36 読売テレビ)

2.6.3 学校体育、部活動における事故の事例とその予防

パネリストによる講演

「学校体育、部活動における事故の事例とその予防」

井内 洋

奈良県教育委員会事務局、体育健康課
学校体育係

(略歴)

奈良県の学校体育に関する研修会の運営や実践発表者への指導助言、奈良県高等学校体育連盟と連携し、運動部活動の安全な実施及び活動に従事。

(1) 令和6年度の奈良県における災害発生状況について

①発生状況

- ・令和6年度の高等学校の負傷・疾病の発生状況:3,135件。
内疾病発生件数は 299 件

②発生場面

- ・各教科では体育(保健体育)での事故が多い。
- ・課外指導では体育的部活動での事故が多い。

③負傷の種別

- ・体育(保健体育)、課外活動(体育的活動)では、骨折挫傷・打撲が多く、次いで骨折、捻挫、挫傷・打撲となっている。

(2) 熱中症対策授業の実践事例

・体育の授業中、体育館で8段の跳び箱から前方倒立回転跳びをして着地した際、脚を伸ばした状態で勢いよくマットにつき、両膝を痛めた。入院して治療を受けたが、右足大腿骨外顆不全骨折、左脛骨近位端不全骨折により、両下肢のまひが残った。(小6・男)

・体育の授業中、運動場でソフトボールをしていた。キャッチャーをしていた際、打者の生徒が空振りした金属バットが手を離れ、本生徒の顔を直撃して前歯を負傷した。受診し治療を受けたが、前歯を欠損及び破折し歯科補綴を加えた。(中1・男)

・体育の授業中、体育館でバスケットボールの試合を行っていた。ディフェンスをかわしてシュートしようとした際、ディフェンスの生徒とぶつかり転倒し、右手を床について痛めた。受診し手術を受けたが、右橈骨遠位端骨折により、右手関節の機能が低下した。(高3・男)

・野球部の練習試合中、運動場でファウルフライを追いかけて背走していたところ、運動場とスタンドをつなぐ階段の手前でつまづいた。その際、階段の手すり顔で顔を強打し前歯を破折及び欠損したため、歯科補綴を加えた。(中3・男)

・陸上競技の活動中、運動場で投てきの練習をしていた際、他の生徒の練習場所に砲丸が転がり、拾おうとしたところ、他の生徒が投げた砲丸が本生徒の左第2指に当たり負傷した。医療機関で手術を受けた

が、左示指基節骨折開放骨折により、左指、左前腕及び左手甲に線状痕が残り、左第2指の機能が低下した。(中2・男)

・ソフトボール部の練習中、運動場で守備練習をしていた際、打球が顔を直撃して前歯を負傷し、歯科補綴を加えた。(高2・女)

(3) 事故防止について

① 環境を整えること

・危険箇所がないかの安全点検、危険な行動の理解等。

② 集団を整えること

・災害が起こったときの対処について確認。

③ 関係職員の連携

・日常的な情報共有、対処マニュアルの確認。

④ 三段階の危機管理

○ 事前の危機管理

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ。

○ 発生時の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える。

○ 事後の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに再発防止を図る。

(4) 発表資料

1

「学校体育、部活動における
事故の事例とその予防」令和8年1月19日(月)
奈良県教育委員会事務局
体育健康課 学校体育係

2

「学校体育、部活動における事故の事例とその予防」

- ① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について
- ② 体育活動中の事故具体例について
- ③ 事故防止について

3

① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について

負傷・疾病の発生状況

合計発生件数

→ 3,135 件

疾病発生件数

→ 299 件

4

① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について

疾病発生状況 合計発生件数 → 299件

高等学校

食中毒	2
食中毒以外の中毒	0
熱中症	20
溺水	0
異物の嚥下・進入	3
接触性の皮膚炎	3
脳・脊髄系の疾患	4
心臓系の疾患	0
肺その他の内臓系疾患	16
骨疾患	10
関節疾患	9
筋腱疾患	23
皮膚疾患	6
精神疾患	0
その他	2
計	299

5

① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について

疾病発生状況 合計発生件数 → 299件

高等学校

食中毒	2
食中毒以外の中毒	0
熱中症	20
溺水	0
異物の嚥下・進入	3
接触性の皮膚炎	3
脳・脊髄系の疾患	4
心臓系の疾患	0
肺その他の内臓系疾患	16
骨疾患	10
関節疾患	9
筋腱疾患	23
皮膚疾患	6
精神疾患	0
その他	2
計	299

6

① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について

疾病発生状況 合計発生件数 → 299件

高等学校

脳・脊髄系の疾患	1
心臓系の疾患	0
肺その他の内臓系疾患	0
骨疾患	10
関節疾患	9
筋腱疾患	23
皮膚疾患	6
精神疾患	0
その他	2
計	51

7

① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について

負傷発生状況

合計発生件数 → 2,836 件

高等学校	負傷	合計発生件数	
		件数	割合
高等学校	骨折	707	24.9%
	捻挫	718	25.3%
	脱臼	102	3.6%
	挫傷・打撲	845	29.8%
	靱帯損傷・断裂	333	11.7%
	挫創	71	2.5%
	切創	9	0.3%
	刺創	3	0.1%
	裂創	1	0.0%
	擦過傷	10	0.4%
	熱傷・火傷	13	0.5%
	歯牙破折	6	0.2%
	その他	18	0.6%
	計	0	0.0%
	計	2,836	100.0%

8

① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について

どのような場面で事故が起きているか。

高等学校	各教科等	合計発生件数	
		件数	割合
高等学校	体育（保健体育）	664	23.4%
	図画工作（美術）	0	0.0%
	理科	0	0.0%
	家庭（技術・家庭）	4	0.1%
	音楽	2	0.1%
	英語	1	0.0%
	外国語活動	2	0.1%
	総合的な学習の時間	1	0.0%
	自立活動	2	0.1%
	その他の教科	20	0.7%
	保育	694	24.5%
	計	6	0.2%
	学級（ホームルーム）活動	1	0.0%
	給食指導	3	0.1%
	日頃の活動	0	0.0%
	その他学級活動	1	0.0%
	児童（生徒・学生）会活動	1	0.0%
	体育的クラブ活動	2	0.1%
	文化的クラブ活動	2	0.1%
	その他	13	0.5%
	計	13	0.5%

9

① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について

どのような場面で事故が起きているか。

高等学校	学校行事	合計発生件数	
		件数	割合
高等学校	総合	0	0.0%
	その他儀式的行事	0	0.0%
	文化的行事	8	0.3%
	大掃除	1	0.0%
	運動会・体育祭	46	1.7%
	競技大会・球技大会	68	2.6%
	その他健康安全・体育的行事	7	0.3%
	遠足	7	0.3%
	修学旅行	20	0.8%
	その他集団宿泊的行事	7	0.3%
	勤労生産・奉仕的行事	0	0.0%
	その他	4	0.2%
	計	108	3.8%
	体育的部活動	1,929	67.7%
	文化部的活動	23	0.8%
	林間学校	1	0.0%
	臨海学校	0	0.0%
	水泳指導	7	0.3%
	その他	7	0.3%
	計	1,960	68.5%

10

① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について

どのような場面で事故が起きているか。

高等学校	休憩時間	合計発生件数	
		件数	割合
高等学校	休憩時間中	54	2.0%
	昼食時休憩時間中	22	0.8%
	始業前の特定時間中	10	0.4%
	授業終了後の特定時間中	31	1.2%
	その他	1	0.0%
	計	118	4.4%
	寄宿舎にあるとき	12	0.5%
	技術連携授業中	0	0.0%
	登校（登園）中	93	3.5%
	下校（降園）中	61	2.3%
	通学（通園）に準ずるとき	16	0.6%
	計	170	6.2%

11

① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について

負傷発生状況

体育（保健体育）		全624件中
骨折	209 件	
捻挫	176 件	
挫傷・打撲	156 件	
靱帯損傷・断裂	55 件	

12

① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について

負傷発生状況

課外活動（体育的活動）		全1718件中
骨折	421 件	
捻挫	427 件	
挫傷・打撲	525 件	
靱帯損傷・断裂	220 件	

13

「学校体育、部活動における事故の事例とその予防」

- ① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について
- ② 体育活動中の事故具体例について
- ③ 事故防止について

14

② 体育活動中の事故具体例について

○体育の授業中、体育館で8段の跳び箱から前方倒立回転跳びをして着地した際、脚を伸ばした状態で勢いよくマットにつき、両膝を痛めた。入院して治療を受けたが、右足大腿骨外顆不全骨折、左脛骨近位端不全骨折により、両下肢のまひが残った。(小6・男)

○体育の授業中、運動場でソフトボールをしていた。キャッチャーをしていた際、打者の生徒が空振りした金属バットが手を離れ、本生徒の顔を直撃して前歯を負傷した。受診し治療を受けたが、前歯を欠損及び破折し歯科補綴を加えた。(中1・男)

参照：学校等の管理下の災害(令和6年版)
(<https://www.jnsport.go.jp/anzen/kankobutsuichiran/tabid/3053/Default.aspx>)

15

② 体育活動中の事故具体例について

○体育の授業中、体育館でバスケットボールの試合を行っていた。ディフェンスをかわしてシュートしようとした際、ディフェンスの生徒とぶつかり転倒し、右手を床について痛めた。受診し手術を受けたが、右橈骨遠位端骨折により、右手関節の機能が低下した。(高3・男)

○野球部の練習試合中、運動場でファウルフライを追いかけて背走していたところ、運動場とスタンドをつなぐ階段の手前でつまづいた。その際、階段の手すりて顔を強打し前歯を破折及び欠損したため、歯科補綴を加えた。(中3・男)

参照：学校等の管理下の災害(令和6年版)
(<https://www.jnsport.go.jp/anzen/kankobutsuichiran/tabid/3053/Default.aspx>)

16

② 体育活動中の事故具体例について

○陸上競技の活動中、運動場で投てきの練習をしていた際、他の生徒の練習場所に砲丸が転がり、拾おうとしたところ、他の生徒が投げた砲丸が本生徒の左第2指に当たり負傷した。医療機関で手術を受けたが、左示指基節骨折開放骨折により、左指、左前腕及び左手甲に線状痕が残り、左第2指の機能が低下した。(中2・男)

○ソフトボール部の練習中、運動場で守備練習をしていた際、打球が顔を直撃して前歯を負傷し、歯科補綴を加えた。(高2・女)

参照：学校等の管理下の災害(令和6年版)
(<https://www.jnsport.go.jp/anzen/kankobutsuichiran/tabid/3053/Default.aspx>)

17

「学校体育、部活動における事故の事例とその予防」

- ① 令和6年度の奈良県における災害発生状況について
- ② 体育活動中の事故具体例について
- ③ 事故防止について

18

事故防止について

- ①環境を整えること
→ 危険箇所がないかの安全点検、危険な行動の理解等
(児童・生徒への共有を含む)
- ②集団を整えること
→ 災害が起こったときの対処について確認
(児童・生徒への共有を含む)
- ③関係職員の連携
→ 日常的な情報共有、対処マニュアルの確認

19

事故防止について

ハインリッヒの法則

死亡を含む重大事故が1件発生する場合、
29件の軽微の災害が起きており、さらに
300件のヒヤリハット事故が発生している
というものの

1件の重大事故

29件の軽微な事故

300件のヒヤリハット

20

事故防止について

三段階の危機管理

安全とは

心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、
万が一事件や事故、災害等が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態

リスクマネジメント

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ

事前の危機管理

クライシスマネジメント

事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える

発生時の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに再発防止を図る

事後の危機管理

資料：「生きる力」ははるかに学校の安全教育

21

事故防止について

三段階の危機管理

安全とは

心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、
万が一事件や事故、災害等が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態

リスクマネジメント

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ

事前の危機管理

クライシスマネジメント

事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える

発生時の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに再発防止を図る

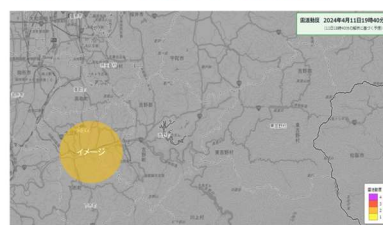
事後の危機管理

資料：「生きる力」ははるかに学校の安全教育

22

事故防止について = 落雷事故 =

気象庁 | ナウキャスト (雨雲の動き・雷・雹) (jma.go.jp)について



・更に拡大することが可能。
(かなりピンポイントで
確認することができる)

・10分単位で1時間先の
予想まで確認が可能。

・【雷注意報】
雷による被害が発生すると予想
される数時間前に発表

・【雷ナウキャスト】
雷の発生の有無に関わらず常時
発表し、雷の発生状況の解析と
1時間先までの推移を予報

23

事故防止について = 落雷事故 =

・活動度2の状況下での学習中
・教員、学校ともに活動度2であることを把握していない
場合に落雷事故が起きてしまったら...

活動度	雷の状態	屋外にいて 想定される対応	屋内や工場などで 想定される対応
4	激しい雷 やや激しい雷	雷雲が多数発生している。 雷雲がほとんど見えない場合、雷雲や雷が近づいている可能性があるため、建物や車の中へ避難するなどの安全確保に努める。	パソコンなど家電製品の電源を切り、コンセントを抜く。 金属の水道パイプなど金属製の構造物には、手触りなどの対応をとる。
3	雷あり	電光が見えたり雷鳴が聞こえる。 落雷の可能性が高まっている。	今後の雷ナウキャストや雷の状況に注意する。
2	雷可能性あり	現在、雷は発生していないが、今後落雷の可能性がある。	



※ 活動度1～4になっていない地域でも、積乱雲が急速に発達して落雷する可能性がある。

(例) 授業が始まる前の確認を徹底する。
体育科教員だけの対応ではなく、安全管理として学校全体で共有、協力して取り組むことが重要。

24

(紹介) 【学校等事故事例検索データベース】

JAPAN SPORT 日本スポーツ振興センター

災害共済給付Web

ホーム 災害共済給付 事故防止

お問い合わせ | サイトマップ | お問い合わせ | よくあるご質問

学校等事故事例検索データベース

学校等事故事例検索データベースでは、災害共済給付において平成17年度～令和4年度に
発生した事故事例を掲載しています。

なお、同じ災害共済給付として発生した事故、当該事故として扱うケースがあり、この場合、同じ
災害共済給付として表示されます。

※ 検索には、学校の設置下における児童生徒等の利用で、第三者から被害賠償が支払
された事故が対象となるものとして検索するものです。

※ 利用時「学校等の設置下(災害)」に選択後、修正が生じた事例があるため、
「お間違いなく、資料の更新に努めます」のメッセージが表示されます。

検索条件: 災害共済給付(令和4年度) 年 [2024] 月 [1] 日 [1]

検索結果: 1件 (令和4年度1月25日(金)) [1] [Excel] [2]

検索結果: 1件 (令和4年度1月25日(金)) [1] [Excel] [2]

検索結果: 1件 (令和4年度1月25日(金)) [1] [Excel] [2]

検索結果: 1件 (令和4年度1月25日(金)) [1] [Excel] [2]

検索結果: 1件 (令和4年度1月25日(金)) [1] [Excel] [2]

ダウンロード可
その都度 検索不要

